

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年4月 24 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2400999 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2500004 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 31 年 4 月から令和元年 8 月までの標準報酬月額については、20 万円から 62 万円とする。

平成 31 年 4 月から令和元年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 31 年 4 月から令和元年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の事業主から提出された請求者に係る賃金台帳及び給与明細書（以下「賃金台帳等」という。）並びに日本年金機構の回答により、請求者の請求期間に係る事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額（62 万円）及び当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（62 万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額 20 万円）を上回っていることが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 31 年 4 月から令和元年 8 月までの期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 6 年 9 月 6 日受付）し、請求者の請求内

容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2401284 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2500005 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ： 男
基礎年金番号 ：
生 年 月 日 ： 平成 9 年生
住 所 ：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ： 令和 3 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

令和 3 年 9 月 1 日に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したが、社宅無償提供分の社会保険現物給与を算入せずに厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されていた。事業主からの届出により、請求期間の標準報酬月額が訂正されたものの、当該標準報酬月額は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

B 社の事業主から提出された賃金台帳及び事業主の回答並びに日本年金機構の回答により、事業主から届出されるべき請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額に基づく標準報酬月額（38 万円）は、オンライン記録により確認できる請求期間の保険給付の対象となる標準報酬月額（36 万円）を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合であるところ、賃金台帳により確認できる請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（36 万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを認めることはできない。